

III

仮想通貨、国税犯則調査手続など
その他の改正のポイント

公認会計士・税理士 宮口 徹

本稿においては、一般の事業会社
において考慮すべきと思われる法人

課税・国際課税以外の改正事項につ
いて解説する。

納税環境整備

(1) 納税地の移動届出書

法人の納税地に異動があった場合の届出書に関して、現在は異動前の納税地の所轄税務署長と異動後の所轄税務署長の双方宛に提出する必要があるが、改正後は異動後の所轄税務署長への届出が不要となる。連結子法人の本店等所在地の異動についても同様である。

(2) 法人の設立届出書

法人の設立届出書について、登記事項証明書の添付が不要とされる。

(3) 税額控除

外国税額控除制度および研究開発税制等の適用に係る申告要件について、納税者の立証すべき事項および当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合に連動的に税額控除額を増加できることとされる。

税額控除制度については法人税額の一定率が控除上限とされているため、税務調査にて増額更正が行われ

た場合、税額控除額が増加する結果、追徴税額を減額する効果が生じることになる。具体的な改正内容は今後公表される法令等を待つことになるが、将来の更正時の税負担を軽減するために要件を満たす申告をすることが有益となる。なお、地方税における外国税額控除、企業版ふるさと納税、付加価値割の所得拡大促進税制についても同様の改正が行われる。

仮想通貨

ビットコインに代表される仮想通貨の利用拡大に対応して昨年5月に資金決済に関する法律が改正され、仮想通貨が当局の規制対象となったが、今般の税制改正においては平成29年7月1日以後に行われる仮想通貨の譲渡から消費税が非課税とされることとなった。従来、仮想通貨は消費税法上、非課税となる支払手段（通貨、小切手、手形等）や物品切手等（商品券、プリペイドカード等）には該当せず、課税取引とされる結果、内外判定等の実務的な取扱いが不明確であったが、本改正により消費税法上の問題が解消され、利用が促進されることが期待される。

なお、改正前に譲り受けた仮想通貨

貨につき個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の区分は、「課税資産の譲渡等」のみとする課税仕入れに該当するものとされる。また、事業者が平成29年6月30日に税抜き100万円以上の仮想通貨を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日（6月30日の間の各日の平均保有数量）に対して増加したときは、増加分に對して消費税の仕入税額控除が認められないこととされている。

国税犯則調査手続等の見直し

国税犯則調査手続に係る規定について、主に以下の改正が行われる。また、法律につき平仮名・口語体表記にするなど現代語化したうえで、国税通則法に編入され、現行の国税犯則取締法は廃止されることとなる。

(1) 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備

企業の事務処理の電子化、情報処理の高度化に対応するため、国税犯則調査において差し押さえるべき物件が記録媒体や電子計算機である場合、電子データを複写したうえで差

し押さえることができるようにするとともに、通信事業者等に対して、通信履歴の電子データについて30日（延長する場合は最長60日）を超えない期間、消去しないよう求めることができることとされる等の改正が行われる。

(2) 国税犯則調査手続の整備

関税法の犯則調査手続とバランスをとる観点から、犯則嫌疑者の遺留物についての検査権限や、郵便物等の差し押え権限、臨検等の夜間執行権限等が認められることになる。一方で、調査対象者の権利保護の観点から許可状や身分証明書の提示などの調査における具体的な手続が規定されることになる。また、申告納税方式の間接国税（酒税、たばこ税、揮発油税、輸入消費税等）の脱税犯のうち、ほ脱犯および受還付犯を通告処分の対象から除外するとともに重加算税の対象とし、取引先に対する質問検査権が整備される。